

小海町空家等対策計画

小 海 町

平成29年12月

小海町空家等対策計画：目次

第 1 章 計画の概要	
1 背景と目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画期間	1
4 対象地区	1
5 計画の対象地区	1
第 2 章 空家等の現状	
1 全国の空家等の状況	2
2 県の状況	2
3 本町の状況	2
第 3 章 空家等対策の基本的な方針	
1 基本方針	4
2 調査	4
第 4 章 空家等の適切な管理の促進	
1 相談体制	5
2 所有者の意識の涵養	5
3 空家等予備軍の把握	5
第 5 章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進	
1 利活用可能な空家等の情報提供	5
2 補助金の活用促進	6
3 空家等及び跡地の町有としての利活用	6
第 6 章 特定空家等への対処に関する事項	
1 特定空家等の定義	6
2 特定空家等の判断	6
3 特定空家等に対する措置	7
4 その他の対処	7
第 7 章 空家等に関する施策の実施体制に関する事項	
1 空家等対策協議会	7
2 庁内体制	8
3 関係機関との連携	8
資 料	
1 空家等対策の推進に関する特別措置法	9
2 小海町空家等対策協議会設置要綱	1 4

第 1 章 計画の概要

1.背景と目的

近年、全国的に人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅その他の建築物が年々増加している。特に空家等になったにもかかわらず、適切な管理が行われないうまま放置されている状態の空家等は、現在も増加傾向にあり、防災・防犯・安全・環境・景観保全等の面で住民生活に悪影響を及ぼしており、早急な解決が求められている。

国は、この空家等問題の解決策として平成 27 年 5 月 26 日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家等特別措置法」という。)を施行し、危険な空家等について、各自治体に立入調査の権限を付与し、所有者に修繕や撤去などの勧告、命令を行えるほか、最終的に行政代執行による撤去もできることを定め、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することとした。

2.計画の位置付け

この「小海町空家等対策計画」(以下、「空家等対策計画」という。)は、空家等特別措置法第 6 条の規定に基づき、「小海町長期振興計画」「小海町 まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合を図りながら空家等対策、利活用等について本町が取り組むべき方向性等について、基本的な考え方を示したものであり、本町の空家等対策の基礎となるものである。

3.計画期間

空家等対策計画の計画期間は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間とし、社会情勢等の変化等必要に応じて見直していくものとする。

4.対象地区

空家等対策計画の対象地区は町内全域とする。

5.計画の対象

空家等対策計画の対象とする空家等の種類は、空家等特別措置法第 2 条第 1 項に規定された「空家等」及び第 2 項に規定された「特定空家等」とする。

また、次の優先順位により対策を実施する

- 1) 特定空家等に該当する住宅
- 2) 売買や賃貸に向け有効活用が見込める住宅
- 3) 売買や賃貸に向かず除却の対象となる住宅
- 4) 今後空家等になることが予想される住宅

第 2 章 空家等の現状

1. 全国の空家等の状況

平成 25 年に総務省が実施した住宅・土地統計調査の速報値によると、全国の総住宅数は 6,063 万戸となっている一方、総世帯数は 5,246 万世帯となっており、住宅ストックが量的には充足していることが分かる。このうち空家等の数は 820 万戸であり、これが全国の総住宅数に占める割合は 13.5%となっている。

また「賃貸用又は売却用の住宅」及び「二次的住宅」を除いた「その他の住宅」に属する空家等の数は 318 万戸に上っている。これが全国の総住宅数に占める割合は 5.2%であるが、その数は過去 20 年間で約 2 倍に増加しているところである。

2. 県の状況

長野県内の総住宅数は、増加を続け、平成 25 年には総住宅数が総世帯数を上回り、1 世帯当たりの住宅数は 1.25 戸となっている。県内の空家等の総数も増加しており、この 20 年で倍増している。全国的に見ても長野県の空家率は 19.8%であり、山梨県に続いて多くなっている。空家等のうち「その他の住宅」が増加しており、20 年で 2.5 倍となっている。

3. 本町の状況

平成 26 年度に町内の自治会の協力により、空家等の調査を行い、178 戸の空家等を確認した。平成 28 年度にこのデータを基礎として、目視等により状況を確認し、新たに空家等と思われるものの再調査を行い、182 戸と確認した。更に「空家等特別措置法」に基づき、固定資産税課税情報をもとに所有者等の特定を実施し、所有者等が特定できた 182 戸に対して、空家等の状況確認及び今後の利活用に関するアンケート調査を実施した。状況としては土村・馬流地区に多くの空家等が確認されている。

1) アンケート結果の概要

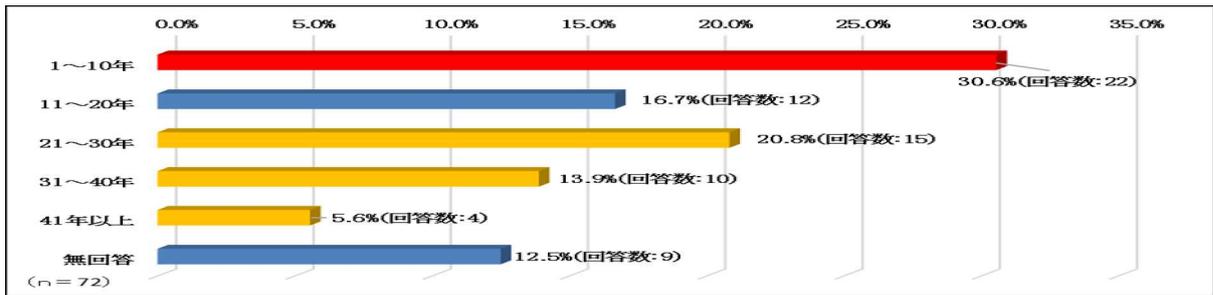
空家等になったの経過年は、比較的最近の 1~10 年という回答が多く、住人の死亡により空家等となったという回答が多かった。これらより、少子高齢化の進展とともに空家等の発生が加速していると推測される。

空家等の活用については、「解体したい」との回答が最も多かったが、今後の活用については、「今後利用はないので、どうしたらよいかわからない」や「解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない」「リフォームしないと使用できる状態ではない」など、今後の活用方法や経済的負担に対する課題を抱えている。

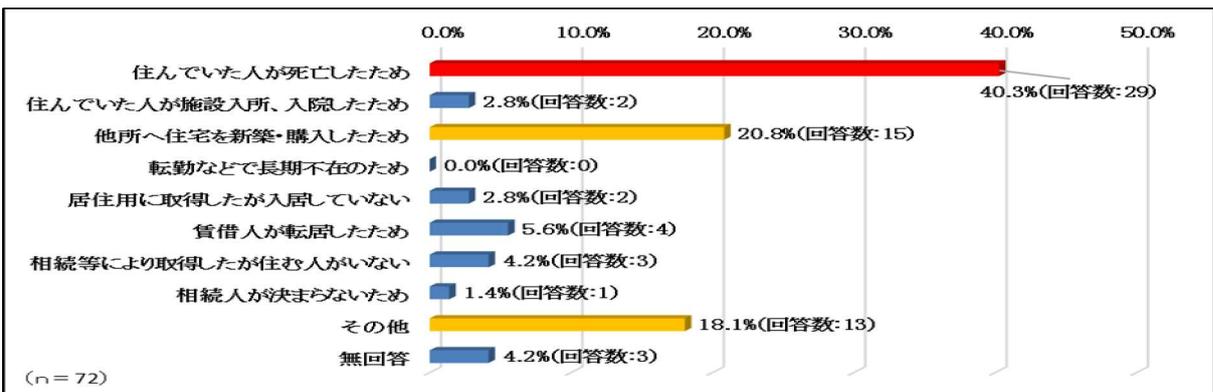
町が制度化している「空家バンク」については、空家バンクの認知度は低い状況であるが、制度に対する積極的な姿勢も見受けられることから、今後、所有者等に対して、空家バンクの周知を図り、空家バンクへの積極的な登録を推進し、的確な情報提供や相談窓口の設置が、空家等対策として有効だと思われる。

空家等所有者の意向に関するアンケート調査結果

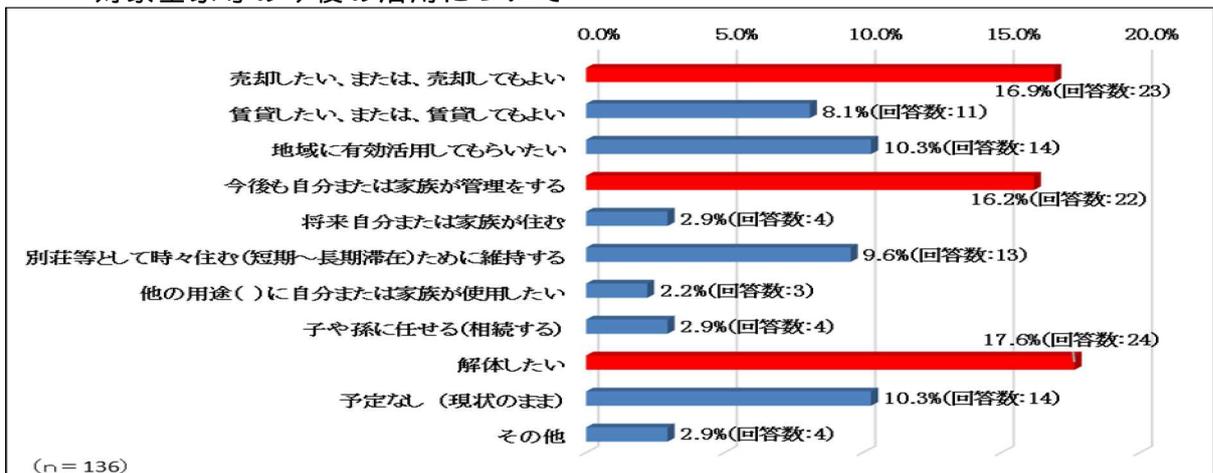
・対象空家等になった経過年



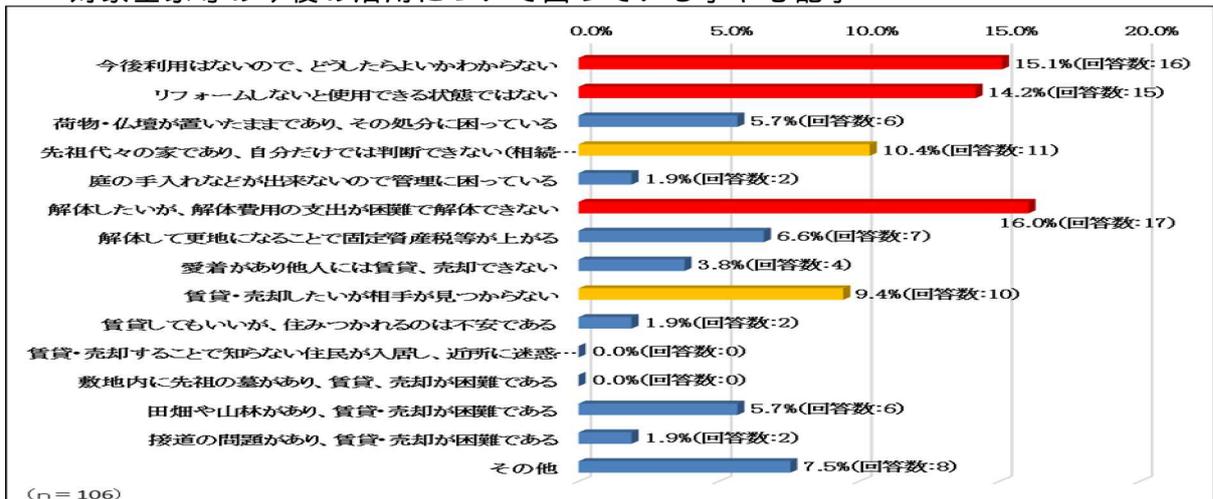
・対象空家等になった理由



・対象空家等の今後の活用について



・対象空家等の今後の活用について困っている事や心配事



第3章 空家等対策の基本的な方針

1. 基本方針

以下の、3項目について空家等対策計画の基本方針とする。

1) 空家等の適正な管理の促進

町内の空家等の状況について、住民からの情報提供や実態調査を実施することにより、的確に把握し所有者等に適正管理の重要性や管理不全な状態が周辺に及ぼす影響について情報提供するとともに、管理不全な空家等に対しては、「空家等特別措置法」の規定に従い、所有者等への助言指導等必要な措置を講ずる。

2) 空家バンクの充実

町内の空家等発生を抑制するとともに、空家等を資源として活用するため、賃貸・売却が可能な空家等を中心に「空家バンク」への登録を推進し、「空家バンク」ホームページの更新を随時行うなど情報提供を実施する。

3) 利用目的の検討

空家等及び空き地の利活用を促進するため、町として賃貸や購入が有効と考えられる物件について精査し、改修や除却の上、町営住宅、駐車場等へ利活用を行う。

2. 調査

空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査、また、「特定空家等」指定に必要な調査、住宅・除却後の土地の利活用のために必要な調査を行う。

1) 空家等の所在調査

近隣の住民からの情報や郵便物の集積状況、電気メーターの目視確認等により町内の空家等の全数調査を実施し、データを資料化する。

2) 利活用の検討に関する調査

町が所有することへの有効性を判断するための基準となる防災面から見た安全性、立地条件、利便性、地域の中での影響等について調査を行う。

3) 所有者等の確認

当該空家等の近隣住民や関係者等から情報収集を行う。

所有者等確認のため、空家等特別措置法第10条第1項の規定に基づき、固定資産税情報のうち所有者等に関する情報の開示請求を行い、開示された情報をもとにして、所有者等の確認を行う。

固定資産税情報で所有者等を確定できない場合は、「過失なく所有者等を確知できない」所有者不明の空家等と判断する。

4) 立入調査

近隣住民や関係者からの情報により、管理が行われていない空家等には、所有者等に連絡の上、立入調査を行うとともに、助言・指導等により所有者等に適正管理を促すため必要な調査を行う。

第4章 空家等の適切な管理の促進

個人の財産である空家等の管理は、所有者等が自ら行うことが原則であることの理解を改めて促し、空家等が管理不全状態になることを未然に防ぐための対策を進めていくものとする。

1. 相談体制

空家等に関する相談窓口を総務課内に設置し適切に対処する。

相談窓口を担当する職員は国、県等が主催する説明会及び関係機関が実施する研修会等に積極的に参加することにより、担当職員のスキルアップを図る。対応が困難な事例等については、県、小海町空家等対策協議会（以下、「町協議会」という。）及びその他関係機関と連携し対応していく。

2. 所有者等の意識の涵養

特定空家等の発生を未然に防ぐため、所有者等の意識の涵養に努める。

3. 空家等予備軍の把握

生活状況の変化や転居、相続等により空家等になる可能性のある住宅について、現状と今後の管理予定について把握するための調査を実施し、適正管理の意識涵養を図る。

第5章 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進

町内の空家等及びその跡地（空き地）の有効活用を促進していくための方策を検討する。

1. 利活用可能な空家等の情報提供

空家バンク事業により、空家等の解消、環境の整備及び定住促進等に繋げていくものとする。また、その跡地（空き地）についてもその有効活用に繋げるため、同

様の事業実施を検討する。

2. 補助金の活用促進

別に定める「小海町空家等対策事業補助金」等により、情報提供等を積極的に行うことで活用を促すことにより、空家等の解消に努める。

小海町空家等対策事業補助金

空家等清掃事業 家財道具の搬出、処分、清掃等に対する補助

老朽空家等対策事業 老朽化した空家等を解体するための補助

3. 空家等及び跡地の町有としての利活用

国庫補助事業である「空家等対策総合支援事業」等の活用により、居住のみでなく様々な目的に利活用すべく関係機関と協議を進める。

除却後の跡地が、駐車場や冬期の雪置場など公共的に有効な利用ができると判断される場合は、土地建物の購入及び建物の除却について所有者等と協議を進める。

第6章 特定空家等への対処に関する事項

特定空家等について、「『特定空家等に対する措置』に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」を参考に必要な措置を講じることによって、町内の防災・防犯・安全・環境・景観保全等の維持に努めるものとする。

1. 特定空家等の定義

特定空家等とは、（空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項）

倒壊等著しく保安上の危険となるおそれのある状態

著しく衛生上有害となるおそれのある状態

適切な管理が行われないうえにより著しく景観を損なっている状態

その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にある空家等をいう。

2. 特定空家等の判断

町民からの情報提供等や立入調査により特定空家等になりうる空家等が発見された場合、特定空家等に対する措置に該当するか否かの判断は、別に定める「小海町特定空家等判断基準ガイドライン」を参考に町協議会において委員の意見を聞いた上で判断する。

3. 特定空家等に対する措置

助言・指導

町長は、空家等特別措置法第14条第1項の規定に基づき、空家等（特定空家等から優先）の所有者等に対して、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう助言・指導を行う。

勧告

町長は、助言・指導を行っても改善が見られない場合は、空家等特別措置法第14条第2項の規定に基づき、適切な管理のために必要な措置を講ずるよう勧告を行う。

命令

町長は、勧告を行っても改善が見られない場合で、著しく管理不全な状態であると認めるときは、空家等特別措置法第14条第3項の規定に基づき、所有者等に対して相当な猶予期限を定めて必要な措置を講ずるよう命じる。

命令を実施する場合には、空家等特別措置法第14条第4項の規定に基づき、あらかじめ、その措置を命じようとする者又はその代理人に対し、意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与える。

行政代執行

町長は、命令を行っても改善が見られない場合は、空家等特別措置法第14条第9項の規定に基づき、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定に基づき、所有者等に代わり、当該空家等の除却等必要な措置を講ずる。

この措置に要した費用については、当該所有者等に請求する。

4. その他の対処

町は、前項に掲げる措置のほか必要な対処については、町協議会等と協議した上で決定し、実施するものとする。

なお、災害時等緊急の場合の対応については、この限りではない。

第7章 空家等に関する施策の実施体制に関する事項

1. 空家等対策協議会

趣旨

町は、空家等特別措置法第7条第1項の規定に基づき、町協議会を設置する。

所掌事務

町協議会では、町協議会設置要綱第3条の規定に基づき、下記の協議を行うものとする。

法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。

その他空家等(法第2条第1項に規定する空家等をいう。)に関する施策の推進に関すること。

構成

町協議会の構成については、町協議会設置要綱第4条第2項の規定に基づき、町長のほか、町議会議員、地域住民代表、建築・不動産及び法務関係者、その他町長が必要と認めた者 計15名以内とする。

2. 庁内体制

総務課企画係を中心に、財産管理、税務、防災防犯、福祉、道路、建設商工観光、産業振興等と関連する係と連携し、全庁横断的に対応する。

3. 関係機関との連携

国、県等の関係機関から必要な情報の提供及び技術的な助言を仰ぎ、空家等対策の促進に努める。

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法

(目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第3条 空家等の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第4条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第5条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第6条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画(以下「空家等対策計画」という。)を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置(第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。)その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第7条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第8条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第9条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第10条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であつて氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都道府県知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であつて、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第11条 市町村は、空家等(建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの(周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。))を除く。以下第十三条までにおいて同じ。)に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第12条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第13条 市町村は、空家等及び空家等の跡地(土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。)に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるも

のとする。

(特定空家等に対する措置)

- 第14条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
 - 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができ

ないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。)は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。

15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第 15 条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第 16 条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。